

方法書の審査書(案)

| | | |
|--------|-------------------------|--|
| No. | | |
| 事業名 | 宇久島風力発電事業 | |
| 事業者名 | グリーンパワー株式会社及び日本風力開発株式会社 | |
| 事業実施区域 | 長崎県佐世保市宇久町 | |
| 事業特性 | 事業の内容 | 風力発電所設置事業 ・風力発電所出力:最大100,000kW ・風力発電機の台数:2,000kW×最大50基 ・ブレード中心高さ:77m ・ローター直径:83.3m |
| | 工事の内容 | ・工事用資材等の搬出入として、一般工事用資材、風力発電機等の長大物及び工事関係者の通勤がある。なお、残土については、有効利用を検討している。 ・建設機械の稼働として、仮設工事、基礎工事、風力発電機運搬・組立工事、電気工事等がある。 |
| 地域特性 | 大気質 | 対象事業実施区域及びその周辺では、二酸化いおう、二酸化窒素とともに環境基準に適合している。浮遊粒子状物質は、環境基準の長期的評価に適合している。 |
| | 騒音・超低周波音 | 長崎県では佐世保市を含む県内13市5町において、用途地域に応じた規制地域及び基準値の指定を行っている。なお、対象事業実施区域及びその周辺には用途地域がないため、指定地域は存在しない。 |
| | 振動 | 長崎県では、佐世保市を含む7市4町について、用途地域に応じた規制地域及び基準の指定を行っているが、対象事業実施区域及びその周辺には用途地域がないため、指定地域は存在しない。 |
| | 水質 | 対象事業実施区域及びその周辺では、水素イオン濃度(pH)、生物化学的酸素要求量(BOD)、溶存酸素量(DO)、浮遊物質量(SS)は全地点とも環境基準を満たしていたが、大腸菌群数は基準を満たしていなかった。 |
| | 底質 | 「平成22年版 環境白書」(長崎県)によると、対象事業実施区域及びその周辺において、底質に係る記載はない。 |

| | |
|-------|---|
| 地形・地質 | <p>対象事業実施区域の一部には、「寺島玉石甌穴(甌穴群(ポットホール))」が存在し、県の天然記念物にも指定されている。</p> |
| 動物 | <p>＜陸域の動物の状況＞ 対象事業実施区域及びその周辺に生息していると考えられるものとして、合計616種の分布情報が得られた。 陸域の動物の重要な種は、哺乳類8種、鳥類95種、両生類7種、爬虫類8種、昆虫類51種、魚類9種、底生生物2種が選定された。</p> <p>＜海域の動物の状況＞ 五島列島周辺で分布が確認されているものとして、合計11種の分布情報が得られた。 海域の動物の重要な種は、スナメリ、アカウミガメ、タイマイの哺乳類1種、爬虫類2種が選定された。</p> |
| 植物 | <p>＜陸域の植物の状況＞ 対象事業実施区域及びその周辺に生育していると考えられる種は138科777種であった。 対象事業実施区域及びその周辺に生育している可能性のある重要種は113種であった。 対象事業実施区域周辺には、特定植物群落の「宇久のモクレイシ個体群」が分布している。</p> <p>＜水生植物の概要＞ 対象事業実施区域周辺に生育していると考えられる水生植物としては、ヒルムシロ、ヒシ、ヨシ、ホタルイなどが挙げられる。これらのうち重要種に該当する重要な種はリュウノヒゲモ1種であった。</p> <p>＜藻場・海藻類＞ 対象事業実施区域周辺における藻場は、ガラモ場とアラメ場が分布している。</p> |
| 生態系 | <p>対象事業実施区域周辺の生態系は、樹林環境と草地環境及び海域(沿岸域)の岩礁海岸を基盤として成立しているものと推測される。樹林環境と草地環境に生育する植物を生産者として、第一次消費者としてはバッタ類やチョウ類等の草食性の昆虫類が、第二次消費者としてはトンボ類、カマキリ類、オサムシ類等の肉食性昆虫類等が存在する。また、第三次消費者としては、ヒバリ、ヒヨドリ、ホオジロ類等の鳥類、ヒメネズミ、コウベモグラ等の小型哺乳類、アマガエル、カナヘビ等の両生類・爬虫類が、第四次消費者としてはシマヘビ、マムシ等のヘビ類が存在する。さらに、これらを餌とする最上位の消費者としてハヤブサ、チョウゲンボウ等の猛禽類及び宇久島に生息する唯一の中型哺乳類であるイタチが存在する。</p> <p>また、海域(沿岸域)に生育する藻場や海藻類、プランクトン等を生産者として、第一次消費者としては小魚類、エビ・カニ類等が、第二次消費者としてはボラ、クロダイ、スズキ等の大型魚類等が存在する。また、第三次消費者としてはカルガモ、ホシハジロ、ウミウなどの水鳥類、サギ類、カモメ類、第四次消費者としてはサギ類、トビ、カモメ類等の大型鳥類が存在する。さらに、これらを餌とする最上位の消費者として、鳥類を餌とするハヤブサ、魚類を餌とするミサゴが存在する。</p> |

| | |
|--|---|
| 景観 | 平戸・九十九島地域及び五島地域は西海国立公園に指定されており、すぐれた多島海景観を特色としている。うち、五島列島地域は、平戸島の西20kmに浮かぶ宇久島から福江島へと続く7島のほか、大小250あまりに及ぶ島々からなり、溺れ谷や火山地形が見られるほか、西海岸には海食地形が発達している。 対象事業実施区域及びその周辺における名所・旧跡・観光地等は対馬瀬、野方海岸など、周辺の小値賀町では旧野首教会、野首海岸などがある。なお、対象事業実施区域及びその周辺では、大浜海水浴場や城ヶ岳が西海国立公園における園地指定を受けている。 |
| 触れ合いの活動の場 | 対象事業実施区域及びその周辺においては「フィッシャリーナ宇久」、「対馬瀬」のほか数箇所の海水浴場等が挙げられる。 |
| 廃棄物等 | 対象事業実施区域及びその周辺においては「焼却施設」が1施設、「最終処分場」が2施設及び「し尿処理施設」が1施設整備されている。 |
| その他 (教育・医療・福祉施設の配置状況、公園指定等環境保全地域区域指定状況、既設風力設置状況等) | 配慮が必要となる学校、病院、社会福祉施設及び文化施設として、対象事業実施区域及びその周辺における状況は、学校が4施設、医療機関が1施設、福祉施設が4施設である。 対象事業実施区域及びその周辺は、平野部及び台地部に集落が点在している風力発電機の設置位置は各集落から400m程度隔離して計画している。 |
| 環境影響評価の項目 | 参考項目との差異 別紙参照 |
| 調査・予測・評価の手法 | 方法書P.187～P.259参照 |
| 住民意見の概要及び事業者見解・関係都道府県知事意見 | 住民意見の概要及び事業者見解：資料2-1-3参照 関係都道府県知事意見：資料2-1-4参照 |
| 審査結果 | 環境審査顧問会風力部会の御意見を聞いたうえで、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について必要な意見を記載。 |
| 備考 | 本審査書は事業者から届出された環境影響評価方法書を基に作成したものである。 |

表 4.1-2 対象事業に係る環境影響評価の項目

| 環境要素の区分 | 影響要因の区分 | 工事の実施 | | | 土地又は工作物の存在及び供用 |
|--|-----------------|-------------------------------|-----------|-----------------|----------------|
| | | 工事用資材等の搬出入 | 建設機械の稼働 | 造成等の施工による一時的な影響 | 地形改変及び施設の存在 |
| 環境の自然的要素構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素 | 大気環境 | 大気質 | 窒素酸化物 | ○ ○ | |
| | | | 浮遊粒子状物質 | ○ ○ | |
| | | | 粉じん等 | ○ ○ | |
| | | 騒音 | 騒音 | ○ ○ | |
| | | | 低周波音 | | ○ |
| | 水環境 | 振動 | 振動 | ○ × | |
| | | | 水質 | ○ ○ | |
| | その他の環境 | 地形及び地質 | 底質 | × | |
| | | | 重要な地形及び地質 | | ○ |
| | | | 風車の影 | | ○ |
| 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素 | 動物 | 重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。） | | ○ ○ | |
| | | | | | |
| | | 海域に生息する動物 | | ○ × | |
| | 植物 | 重要な種及び重要な群落（海域に生育するものを除く。） | | ○ ○ | |
| | | | | ○ × | |
| | 生態系 | 海域に生育する植物 | | ○ ○ | |
| | | 地域を特徴づける生態系 | | | |
| 人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素 | 景観 | 主要な眺望点及び観光資源並びに主要な眺望景観 | | ○ | |
| | | | | | |
| | 人と自然との触れ合いの活動の場 | 主要な人と自然との触れ合いの活動の場 | ○ | ○ | |
| 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素 | 廃棄物等 | 産業廃棄物 | | ○ | |
| | | 残土 | | × | |
| | 温室効果ガス | | ○ ○ | | ○ |

- 注) 1. [] は、平成 24 年 7 月 31 日経済産業省令第 57 号の別表第 5 の参考項目であることを示す。
 2. 「騒音」、「低周波音」、「電波障害」、「地形及び地質」、「動物」、「植物」、「景観」、「人と自然との触れ合いの活動の場」は「風力発電のための環境影響評価マニュアル（第 2 版）」（独立行政法人新エネルギー・産業技術統合開発機構、平成 18 年 2 月）において選定することが望ましいとされている項目である。
 3. 「○」は、環境影響評価の項目として選定する項目であることを示す。